通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第１項及び労働関係調整法施行令第 10 条の４第１項の規定に基づいて、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第４項の規定に基づいてお知らせします。

１　開始日

令和８年 11 月８日正午以降

２　場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

３　要求事項

年末一時金等

令和８年 11 月６日

厚生労働大臣　上野　賢一郎

別　記

伊予商運株式会社東京営業所（東京都）、伊予商運株式会社名古屋営業所（愛知県）、伊予商運株式会社大阪支店（大阪府）、伊予商運株式会社松山支店（愛媛県）、伊予商運株式会社福岡営業所（福岡県）